

(府省名:文部科学省)

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文	随意契約によることとした理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		契約の相手方の商号又は名称	住所									
在外教育施設派遣教員の米国滞在査証(J査証)取得のための資格(DS-2019)の発行手続き及び更新手数料	大臣官房会計課長 佐野 太	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年1月10日	Institute of International Education, Inc.	809 United Nations Plaza, New York, New York 10017-3580	会計法第29条の3第4項	平成26年1月10日付けで「J査証を取得させるために必要な資格DS-2019を資格付与できるスポンサー機関と交流プログラム契約を締結しており、その資格発行手続きを行うことができること、平成26年3月1日までにJ-1査証(帯同する家族についてはJ-2査証)を取得するためのDS-2019の発行にかかる手続きを行うこと、また、その交流プログラムは、管理職にあっては平成26年3月から、一般教諭にあっては平成26年4月から、平成29年3月31日まで継続可能なものであり、交流プログラムの対象については、米国に存在する日本人学校・補習授業校の全てに対して可能であること、あわせて、平成24、25年度の派遣教員のJ査証の更新に係る手続きを行えること。』を要件として満たす唯一の者と思われるInstitute of International Education, Inc.と随意契約を行うことについて随意契約事前確認公募を行った結果、他に契約の意思を示した者がいなかったため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき同者と随意契約を締結した。	12,685,482	12,685,482	100%	-	「J査証を取得させるために必要な資格DS-2019を資格付与できるスポンサー機関と交流プログラム契約を締結しており、その資格発行手続きを行うことができること、平成26年3月1日までにJ-1査証(帯同する家族についてはJ-2査証)を取得するためのDS-2019の発行にかかる手続きを行うことができること、また、その交流プログラムは、管理職にあっては平成26年3月から、一般教諭にあっては平成26年4月から、平成29年3月31日まで継続可能なものであり、交流プログラムの対象については、米国に存在する日本人学校・補習授業校の全てに対して可能であること、あわせて、平成24、25年度の派遣教員のJ査証の更新に係る手続きを行えること。』といった要件を満たす者はInstitute of International Education, Inc.以外に存在しないため。	その他	
瀬戸黒茶壺(径13.2cm、高さ9.1cm)	文化庁次長 河村 潤子	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年3月13日	加藤 孝造	岐阜県多治見市星ヶ台2-111	会計法第29条の3第4項	当該文化財を所有する相手方はほかに存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	1,200,000	-	-	文化財の買上げのため	二(ホ)	
名塩雁皮紙	文化庁次長 河村 潤子	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年3月13日	谷徳整紙所	兵庫県西宮市名塩2-2-23	会計法第29条の3第4項	当該文化財を所有する相手方はほかに存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	1,425,000	-	-	文化財の買上げのため	二(ホ)	
芭蕉布「アキファテ柄」衣装	文化庁次長 河村 潤子	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年3月13日	喜如嘉の芭蕉布保存会	沖縄県国頭郡大宜味村大字大兼久157	会計法第29条の3第4項	当該文化財を所有する相手方はほかに存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	1,200,000	-	-	文化財の買上げのため	二(ホ)	
芭蕉布着尺地「ハチジョーハチ」	文化庁次長 河村 潤子	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年3月13日	喜如嘉の芭蕉布保存会	沖縄県国頭郡大宜味村大字大兼久157	会計法第29条の3第4項	当該文化財を所有する相手方はほかに存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	1,200,000	-	-	文化財の買上げのため	二(ホ)	
細川紙	文化庁次長 河村 潤子	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年3月13日	細川紙技術者協会	埼玉県比企郡小川町大字小川230	会計法第29条の3第4項	当該文化財を所有する相手方はほかに存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	618,000	-	-	文化財の買上げのため	二(ホ)	
瀬戸黒茶壺(径11.8cm、高さ10.1cm)	文化庁次長 河村 潤子	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年3月13日	加藤 孝造	岐阜県多治見市星ヶ台2-111	会計法第29条の3第4項	当該文化財を所有する相手方はほかに存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	1,200,000	-	-	文化財の買上げのため	二(ホ)	
平成26年度前期用教科用図書(点字版)	文部科学省初等中等教育局長 前川喜平	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年3月14日	社会福祉法人東京点字出版所	東京都三鷹市下連雀3-32-10	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	10,414,440	-	-	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他	
平成26年度前期用教科用図書(点字版)	文部科学省初等中等教育局長 前川喜平	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年3月14日	社会福祉法人日本ライトハウス	大阪市鶴見区今津中2-4-37	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	15,996,788	-	-	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他	
平成26年度前期用教科用図書(点字版)	文部科学省初等中等教育局長 前川喜平	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年3月14日	社会福祉法人東京ヘレン・ケラー協会	東京都新宿区大久保3-14-20	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	12,374,608	-	-	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他	
平成26年度前期用教科用図書(点字版)	文部科学省初等中等教育局長 前川喜平	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年3月14日	社会福祉法人視覚障害者支援総合センター	東京都杉並区上荻2-37-10 keiビル	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	2,761,929	-	-	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他	
平成26年度前期用教科用図書(点字版)	文部科学省初等中等教育局長 前川喜平	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年3月14日	社会福祉法人日本点字図書館	東京都新宿区高田馬場1-23-4	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	1,769,273	-	-	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他	